**（株）小 野 工 業 所 安 全 推 進 協 議 会**

**会　　　　　則**

**平 成 １７ 年 ７ 月**

**（株）小野工業所安全推進協議会会則**

作成：平成１７年７月２９日

第１条　（名　称）

この会は、（株）小野工業所安全推進協議会（以下『本会』という。）と称する。

1. （目　的）

本会は、（株）小野工業所が発注する工事又は資機材納入に伴う事故の発生を未然に防止し、且つ、就労者の安全、衛生及び作業環境の向上を図るための自主的活動を促進し、

会社と取引業者が一体となり工事の円滑なる進捗、技術･品質向上に資することを目的とする。

1. （所在地）

　　　　本会の事務局は（株）小野工業所に置く。

第４条（事　業）

　　　　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 事故防止に関する指導、助言及び勧告の実施
2. 事故防止対策に関する事業
3. 安全、衛生及び作業環境の向上に関する事業
4. 各種安全対策実施状況の検討・指導の事業
5. 工事の円滑な進捗を図るための事業
6. その他本会の目的達成に必要な事項

第５条（会員入会）

1. 会員の資格は、（株）小野工業所が発注する工事を請けた者又は資機材を納入する者とする。
2. 会員の入会期間は、（株）小野工業所が工事又は資機材を発注した期間とする。

第６条（会　費）

1. 本会を維持するために、会費を下記の算式により徴収する。

　　工事・資機材費の1/1000とする。（対象は、10万円以上の請求とする。）

　　※ 本会の会費徴収は、毎月の請求額より相殺して徴収する。

２.　徴収された会費は返却しない。

第７条（役　員）

　　　　本会に次の役員を置く。

役員の任期は、２年とする。

　　1.　会　　長　　１名

　　2.　幹　　事　若干名

　　3.　会　　計　　１名

　　4.　会計監事　　２名

　　5.　事務局　　　１名

　　　本会には顧問を置くことが出来る

第８条（役員の選任）

　　　　役員の選任は、次のとおりとする。

1. 会長は、総会において選任する。
2. 幹事・会計監事は、総会で選任する。
3. 会計は、会長が任命する。

第９条（会　議）

　　　　本会の会議は、会長が招集する。

1. 本会の総会は、年一回行う。（臨時総会は適宜に開催する。）
2. 役員会は、必要と認めた時開催する。

第10条（役員会の処理事項）

　　　　役員会は、次の事項を処理する。

1. 第４条に基づく事業の実施に関する事項
2. 会計収支に関する事項
3. その他必要と認めた事項

第11条（経　費）

　　　　本会の経費は、会費及び（株）小野工業所助成金等をもって充てる。

第12条（会計年度）

　　　　本会の会計年度は、（株）小野工業所会計年度毎年 ７月 １日から翌年 ６月 ３０日

とする。

　　　　附　　則

　　　　この規約は、平成 １７ 年　7月２９日から施行する。